



熊本県公報

号外 第 4 4 号

平成 26 年 9 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則…………… (社会福祉課) 1

規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。
平成 26 年 9 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 37 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本県中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部改正)

第 1 条 熊本県中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則(平成 20 年熊本県規則第 40 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第 1 条を次のように改める。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号。以下「法」という。)の施行に関し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成 8 年政令第 18 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成 6 年厚生省令第 63 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条の見出しを「(支援給付申請書等)」に改め、同条第 3 項に次の 1 号を加える。

(9) その他知事が必要と認める書類

第 2 条第 4 項中「第 14 条第 4 項」の次に「(法第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第 5 項を削る。

第 1 項中「第 24 条第 1 項(同条第 5 項(配偶者支援金支給)決定通知書等)」に改め、同条第 3 項中「第 24 条第 3 項(同条第 9 項)」に、「支援給付決定通知書」を「支援給付(配偶者支援金支給)決定通知書」に、「支援給付申請却下通知書」を「支援給付(配偶者支援金支給)申請却下通知書」に、「支援給付停止(廃止)決定通知書」を「支援給付(配偶者支援金支給)停止(廃止)決定通知書」に改める。

第 4 条第 1 項中「、被支援者」を「被支援者(支援給付を受けている者をいう。以下この条から第 6 条までにおいて同じ。)」に改め、同条第 4 項中「第 1 項又は第 2 項の規定により、施設の長又は私人が入所若しくは利用又は養護の委託を受けている」を「保護法第 30 条第 1 項ただし書の規定により施設に入所させ、若しくは入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託している被支援者又は保護法第 36 条第 2 項の規定により施設を利用させ、若しくは施設に施設の供用若しくは技能の授与を委託している」に改め、「前条に規定する」を削り、「支援給付決定通知書」を「支援給付(配偶者支援金支給)決定通知書」に、「支援給付停止(廃止)決定通知書」を「支援給付(配偶者支援金支給)停止(廃止)決定通知書」に改める。

第 5 条の見出し中「支給方法等」を「交付方法等」に改め、同条第 1 項中「、被支援者」の次に「又は受給者(配偶者支援金の支給を受けている者をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を、「対して支援給付の物品及び次条において同じ。又は配偶者支援金を加え、「から支援給付決定通知書」を「(被支援者若しくは受給者又はこれらの者の代理人をいう。次条第 3 項において同じ。)」に支援給付(配偶者支援金支給)

決定通知書」に改め、同項ただし書中「被支援者」の次に「又は受給者」を、「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、「被支援者」を、「被支援者又は受給者」に改め、「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、「依頼付し行う」を「求める」に、「指定された交付日」を「その交付の日」に、「支援給付費支給明細書」を「支援給付費（配偶者支援金）支給明細書」に改め、同条第 3 項中、「支援給付金品」を「支援給付金品」に改める。

第 6 条第 1 項中「町村長が、」を削り、「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 10 項」に、「支援給付に」を「町村長が支援給付又は配偶者支援金の支給に」に、「支援給付申請に伴う調査書」を「支援給付（配偶者支援金支給）申請に伴う調査書」に改め、「によるもの」を削り、同条第 2 項中「にある被支援者」の次に「又は受給者」を加え、「被支援者状況変動報告書」を「被支援者（受給者）状況変動報告書」に改め、同条第 3 項中「に対し支援給付金品」を「又は受給者に対して支援給付金品又は配偶者支援金」に、「指定された交付日」を「その交付について知事が指定した日」に、「支援給付決定通知書」を「支援給付（配偶者支援金支給）決定通知書」に、「支援給付費支給明細書」を「支援給付費（配偶者支援金）支給明細書」に改め、「従って支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同条第 4 項中「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、「支援給付費交付金精算書」を「支援給付費（配偶者支援金）交付金精算書」に、「被支援者等」を「当該被支援者等」に、「支援給付費支給明細書」を「支援給付費（配偶者支援金）支給明細書」に改め、「添えて、」の次に「その」を加える。

第 15 条中「支援給付費繰替支弁金請求書」を「支援給付費（配偶者支援金）繰替支弁金請求書」に改める。

第 16 条中「第 73 条第 1 号又は第 2 号」を「第 73 条各号」に、「とりまとめ」を「取りまとめ」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
 特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付申請書

現在住んでいるところ										※県受付 年 月 日
	人員	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
要 支 援 家 族	1		中国残留 邦人本人							
	2		配偶者							
	3									
	4									
同 居 家 族 の 状 況	1									※町村役 場 受 付 年 月 日
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
家族のうち別なところ に住んでいる者が あるときはその名前 と住んでいるところ										
資産の状況(別添1)			収入の状況(別添2)			関係先照会への同意(別添3)				
支援給付を申請する理由										
上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支 援給付を申請します。 年 月 日 熊本県知事 様 <div style="text-align: right;"> 申請者住所 氏 名 支援給付を受けようとする者との関係 印 </div>										

(記入上の注意)

- ※印欄には、記入しないでください。
- 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、別添 1、別添 2 及び別添 3 の書類は、支援給付を受けようとする者が記入する必要があります。
- 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 8 5 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第 2 号様式(第 2 条関係)

葬 祭 支 援 給 付 申 請 書					
死 亡 者	氏 名				死亡時の住所 又は居所
	生 年 月 日		年 齢		葬祭を行う者 との関係
	死亡年月日				葬祭年月日
葬 祭 費		遺 留 金 品		差 引 不 足 額	摘 要
内 訳					
計					
<p>上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>熊本県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 印 死亡者との関係()</p>					

別記第 3 号様式(支援給付者世帯用)(第 2 条関係)

(表 面)

収 入 申 告 書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名 印

年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前							
仕事の内容勤め先(会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前年 1 2 か 月 分	1 月分						
	2 月分						
	3 月分						
	4 月分						
	5 月分						
	6 月分						
	7 月分						
	8 月分						
	9 月分						
	1 0 月分						
	1 1 月分						
	1 2 月分						
合計欄							
必 要 経 費 (前 月 分) の 主 な 内 容		①					
		②					

2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	収 入 額	月額	円
			年額	円

3 仕送りによる収入(前年 1 2 か月分の合計を記入してください。)

有・無		内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
有・無	現物による収入	米、野菜、魚介	
		(もらったものを○で囲んでください。)	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

4 その他の収入(前年 1 2 か月分の合計を記入してください。)

有・無		内 容	収 入	受領した年月日
		生命保険等の給付金	円	
		財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)	円	
		そ の 他	円	

5 その他将来において見込みのある収入(1 から 4 までに記入した収入を除く。)

有・無	内 容	収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年 1 2 か月分の収入総額が分かるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は、不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 農業収入については、前年 1 2 か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- (5) 必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (6) 2 から 5 までの収入は、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 8 5 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第 3 号様式(同居者世帯用)(第 2 条関係)

(表 面)

収 入 申 告 書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名 印

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前	仕事の内容 勤め先 (会社名)等	区 分	当 月 分 (見込額)	前 3 か月分		
				() 月分	() 月分	() 月分
		収 入				
		必要経費①				
		収入日数				
		収 入				
		必要経費②				
		収入日数				
		収 入				
		必要経費③				
		収入日数				
必 要 経 費 (前 月 分)	①					
の 主 な 内 容	②					
	③					

2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()	収 入 額	月 額	円
			年 額	円

3 仕送りによる収入(前年 1 2 か月分の合計を記入してください。)

有・無		内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	円	
有・無	現物による収入	米、野菜、魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

4 その他の収入(前年 1 2 か月分の合計を記入してください。)

有 ・ 無	内 容		収 入	受領した年月日
	生命保険等の給付金		円	
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円	
	そ の 他		円	

5 その他将来において見込みのある収入(1 から 4 までに記入した収入を除く。)

有 ・ 無	内 容		収入見込額

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年 1 2 か月分の収入総額が分かるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は、不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 農業収入については、前年 1 2 か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- (5) 必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (6) 2 から 5 までの収入は、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 8 5 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第 4 号様式(第 2 条関係)

給 与 証 明 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
事業所(雇主)

印

次のとおり証明します。

氏 名			(歳)	職 務 名 及 び 内 容	
居 住 地					
給 与 額	基 本 給	円	控 除 額	所 得 税	円
	日給(日分)			健 康 保 険 料	
	家 族 手 当			厚 生 年 金 保 険 料	
	地 域 手 当			失 業 保 険 料	
	手 当				
	小 計(イ)			小 計(ロ)	
	差 引 支 給 額 (イ)-(ロ)			摘 要	
前 2 月 の 手 取 額	月分	月分			
(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 8 5 条の規定により処罰されることがありますから御注意ください。					

別記第 8 号様式及び別記第 9 号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式(第 2 条関係)

(表 面)
資 産 申 告 書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名 印

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地	有・無	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
地	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無
建 物	(1) 居 住 用	持 家 借家・借間	延面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
		(いづれかを○で囲んでください。)			(家賃 円)	有・無
	(2) その 他	有・無				有・無

2 現金、預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円			
預 貯 金	有・無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
有 価 証 券	有・無	種 類		額 面	評 価 概 算 額

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏 面)

		契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	有・無			
そ の 他 の 保 険	有・無			

3 その他の資産

自 動 車 (自動二輪を含む。)	有・無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
		使 用 未 使 用				
そ の 他 高 価 な も の	有・無	品 名				

4 負債(借金)

	金 額	借 入 先
有 ・ 無		

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- (3) 「有」を○で囲んだ資産については、次に従って記入してください。
 - ア 同じ種類の資産を複数所有している場合は、その全てを記入してください。
 - イ 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
 - ウ その他高価なものがあれば品名を記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第 9 号様式(第 2 条関係)

同 意 書

年 月 日

熊本県知事 様

住所又は居住
氏名

印

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の決定若しくは実施又は同法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の下記に掲げる事項(支援給付の廃止の後にあつては、下記 1、3 及び 4 に掲げる事項を除き、支援給付を受けていた期間における事項に限る。)につき、貴県が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴県の求めに対し、官公署等が必要な書類の閲覧若しくは資料の提供をし、又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

記

- 1 氏名及び住所又は居住
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の実施機関における支援給付の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

別記第 1 1 号様式から別記第 1 3 号様式までを次のように改める。

別記第 1 1 号様式(第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

支援給付（配偶者支援金支給）決定通知書

（ 年 月 日付けで申請のありました）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（配偶者支援金の支給）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定内容（新規・変更の別を含む。）
- 2 支援給付の種類及び程度

種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	() 支援給付	計
程度	円	円	円	円	円	円

- 3 配偶者支援金の決定額 円
- 4 支援給付（配偶者支援金の支給）の開始時期及び方法

- 5 支援給付（配偶者支援金の支給）を決定した理由

- 7 この決定の通知が申請書受理後 1 4 日を経過した理由

教 示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が代表者となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して 5 0 日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 1 2 号様式(第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

支援給付（配偶者支援金支給）申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（配偶者支援金の支給）については、下記により支援給付（配偶者支援金の支給）ができないので却下します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後 1 4 日を経過した事由

教 示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が代表者となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して 5 0 日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 1 3 号様式(第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

支援給付(配偶者支援金)停止(廃止)決定通知書

年 月 日付け 第 号により決定しました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(配偶者支援金の支給)について、下記のとおり停止(廃止)をいたしましたので通知します。

記

- 1 停止(廃止)をした支援給付の種類
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 理由

教 示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が代表者となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して 50 日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第 1 4 号様式中「印」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。
 別記第 1 5 号様式中「支援給付費支給明細書」を「支援給付費(配偶者支援金)支給明細書」に、「名渡」を「人渡」に、「被支援者番号」を「被支援者(受給者)番号」

に、「被支援者世帯主氏名」を「被支援者世帯主（受給者）氏名」に、

葬祭 支援	
----------	--

を「

葬祭 支援	配偶 者支 援金
----------	----------------

」に改める。

別記第17号様式から別記第19号様式までを次のように改める。

別記第 1 7 号様式(第 6 条関係)

支援給付（配偶者支援金支給）申請に伴う調査書

第 年 月 日

熊本県知事 様

町
長
村

から別紙のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（配偶者支援金の支給）に係る支援給付申請書（配偶者支援金支給申請書）の提出がありましたので、（同法第 1 5 条第 3 項において準用する）同法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 2 4 条第 6 項の規定により下記のとおり支援給付（配偶者支援金の支給）に関する参考事項及び意見を添えて送付します。

記

- 1 戸籍簿及び住民基本台帳と照合した結果、事実との相違事項
- 2 収入、資産、負債、他法給付、扶養義務関係、医療機関、生活困窮状況及び特殊事項の概要
- 3 支援給付の要否及び程度（配偶者支援金の支給）の決定に関する意見
- 4 調査指導上の留意事項

（注）不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 1 8 号様式(第 6 条関係)

被支援者(受給者) 状況変動報告書

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

町
長
村

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(配偶者支援金の支給)を受けている被支援者(受給者) の生計その他の状況に下記のとおり変動がありましたので、(同法第 1 5 条第 3 項において準用する)同法第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 1 9 条第 7 項第 1 号の規定により報告します。

記

- 1 変動のあった年月日
- 2 家族の状況(家族の増減・健康・学校卒業・就職・失業等)
- 3 収入及び支出の状況(資産・負債等の変動を含む。)
- 4 その他支援給付(配偶者支援金の支給)に関する参考事項

(注) 不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 19 号様式(第 6 条関係)

支援給付費(配偶者支援金) 交付金精算書

第 年 月 日 号

熊本県知事 様

町 長 村

年度 月分の支援給付金品(配偶者支援金)を 月 日に交付しましたので、熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則第 6 条第 4 項の規定により精算書を提出します。
単位：円

種類 区分	生活 支援	住宅 支援	介護 支援	医療 支援	出産 支援	生業 支援	葬祭 支援	配偶者 支援金	計	備 考
支援給付費 配偶者支援金 受入額										
交付済額										
差引残額										
摘 要										

(注) 差引残額を生じた場合は、その理由及び残額を生じた世帯主名等の詳細を摘要欄に記入してください。

別記第 20 号様式中「市町村長 氏名」を「市町村長」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「及び保護法施行規則第 5 条第 1 項」を削り、「お届けします」を「次のとおりお届けします」に改める。

別記第 21 号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「及び保護法施行規則第 6 条」を削り、「施設設置の」を「次のとおり施設の設置の」に改める。

別記第 23 号様式中「印」を「印」に、「付」を「付」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第 26 号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第 28 号様式中「名の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「人の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「退所（死亡）した」を「退所（死亡）をした」に、「備考欄にその」を「備考欄にその」に、「記入することを」を「記入してください」に、「その徴収額」を「その徴収額」に、「実施機関を」を「、県」に改める。

別記第 29 号様式中「」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「お届けします」を「次のとおりお届けします」に、「保護に」を「支援給付に」に改める。

別記第 30 号様式から別記第 32 号様式までを次のように改める。

別記第 3 0 号様式(第 1 4 条関係)

保護施設廃止(事業縮小・休止)報告書

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年 月 日付け 第 号により設置の認可を受けた(届出を行った)施設の廃止(事業縮小・休止)をしたので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第 7 条の規定及び熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第 1 4 条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

- 1 廃止(事業縮小・休止)年月日
- 2 廃止(事業縮小・休止)時の被支援者数
- 3 廃止(事業縮小・休止)の際の被支援者に対する措置
- 4 廃止(事業縮小・休止)の理由

(注) 不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 3 1 号様式(第 1 4 条関係)

保護施設休止(廃止)認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所在地
施設名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号により設置の認可を受けた 施設の
休止(廃止)をしたいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残
留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によ
るものとされた生活保護法第 4 2 条の規定により次のとおり認可を申請します。

- 1 休止(廃止)予定年月日

- 2 休止(廃止)時の被支援者数

- 3 休止(廃止)の際の被支援者に対する措置

- 4 廃止(休止)の理由

- 5 財産の処分方法

- 6 交付金又は補助金の残余额

(注)不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 3 2 号様式(第 1 5 条関係)

支援給付費 (配偶者支援金) 繰替支弁金請求書

請求額 円也
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項 (同法第 1 5 条第 3 項において準用する場合を含む。) においてその例によるものとされた生活保護法第 7 2 条の規定により繰替支弁しましたので、証ひょう書類を添えて請求します。
 年 月 日
 熊本県知事 様

印

市町村長
 支援給付 (配偶者支
 援金の支給) の期間

被支援者 住 所
 (受給者) 氏 名
 支援給付の種類及び方法(配偶
 者支援金の支給の方法)

繰 替 支 弁 金 計 算 書

被支援者 世帯主 (受給者) 氏名	世帯 人員	生 支 援 給 付		活 支 援 給 付		住 支 援 給 付		宅 支 援 給 付		介 支 援 給 付		護 支 援 給 付		医 支 援 給 付		療 支 援 給 付		出 支 援 給 付		産 支 援 給 付		生 支 援 給 付		業 支 援 給 付		葬 支 援 給 付		祭 支 援 給 付		施 事 務 費		配 支 者 金		合 計 (金額)		備 考						
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額									

(注) 不要の文字は、使途に従い抹消してください。

- 別記第33号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「(以下「保護法」という。)」を削り、「保護法第73条第1号(第2号)」を「同法第73条第 号」に、「市長氏名」を「市長」に、「被保護者名」を「被支援者名」に改める。
(熊本県児童福祉法施行細則の一部改正)
- 第2条 熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。
別表第1から別表第5までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。
(熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)
- 第3条 熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和45年熊本県規則第42号)の一部を次のように改正する。
第11条第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。
(熊本県営住宅管理規則の一部改正)
- 第4条 熊本県営住宅管理規則(平成9年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。
第1条の2第1項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に改める。
附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、第1条の規定による改正後の熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
 - 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている通知書その他の書類は、新規則の規定により交付された通知書その他の書類とみなす。